

制定	41. 4. 1	改正	52. 4. 1	改正	63. 4. 1	改正	12. 4. 1	改正	21. 4. 1	改正	31. 4. 1
改正	42. 4. 1	"	53. 4. 1	"	元. 4. 1	"	13. 4. 1	"	21.10. 1	"	2. 4. 1
"	43. 4. 1	"	54. 4. 1	"	2. 4. 1	"	14. 4. 1	"	22. 4. 1	"	3. 4. 1
"	44. 4. 1	"	55. 4. 1	"	3. 4. 1	"	15. 4. 1	"	23. 4. 1	"	4. 4. 1
"	45. 4. 1	"	56. 4. 1	"	4. 4. 1	"	16. 3.31	"	24. 4. 1	"	5. 4. 1
"	46. 4. 1	"	57. 4. 1	"	5. 4. 1	"	16. 4. 1	"	25. 4. 1	"	6. 4. 1
"	47. 4. 1	"	58. 4. 1	"	6. 4. 1	"	17. 3.31	"	26. 4. 1	"	7. 4. 1
"	48. 4. 1	"	59. 4. 1	"	7. 4. 1	"	18. 1. 1	"	27. 4. 1		
"	49. 4. 1	"	60. 4. 1	"	8. 4. 1	"	18. 4. 1	"	28. 4. 1		
"	50. 4. 1	"	61. 4. 1	"	10. 4. 1	"	19. 4. 1	"	29. 4. 1		
"	51. 4. 1	"	62. 4. 1	"	11. 4. 1	"	20. 4. 1	"	30. 4. 1		

福島学院大学短期大学部学則

第1章 総 則

(本学の設置目的)

第1条 本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity（真心）とHospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、知的、道德的および応用的能力を展開させ、職業及び実生活に必要な人材を育成することを目的とする。

2 本学は学校法人福島学院を設置者として、その寄附行為第4条の規定するところにより、短期大学教育を行う。

(教育の理念)

第2条 本学は感銘と感動を与え、知的好奇心を喚起する授業の実施を目指すとともに、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受け入れ、支援する。

2 本学が求め、そして育成しようとする人間像については別に定める。

(理念の推進)

第3条 本学は第1条の目的、および第2条の教育理念の推進のために、学校法人福島学院理事会の定める基本方針と目標の実現に努めるものとする。

(自己点検・評価)

第4条 本学は教育研究の活性化を図るため、教育研究等活動の状況について自ら点検・評価を行うものとする。

2 本学は前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第4条の2 本学は、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況をホームページで公表するとともに、自己点検・評価、および認証評価の概要について、刊行物もしくはホームページへの掲載、その他の方法により、適宜、情報の公表を行うものとする。

第2章 組 織

(学 科)

第5条 本学に次の学科をおく。

保 育 学 科
食 物 栄 養 学 科

(教育目的および人材育成の目的)

第5条の2 前条に定める各学科の教育目標を次のとおりとする。

1. 保育学科においては、多様な保育ニーズに対応できる教養と専門的な知識・技術を持った人材を育成する。
2. 食物栄養学科においては、豊かな教養と、よりよい食生活を実現するための理論と実践を身につけた人材を育成する。

2 前項については本学則をホームページに掲載して公表するものとする。

第5条の3 本学は前条に定める人材育成の目的を実現するため、学生に対するキャリア支援を、授業および就職活動を通じて積極的に行うものとする。

(学生定員)

第6条 本学の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
保 育 学 科	100名	200名
食 物 栄 養 学 科	50名	100名

(設置機関)

第7条 本学に図書館情報センターを置く。

2 図書館情報センターに関する規程は、別にこれを定める。

第7条の2 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関する規程は、別にこれを定める。

(附属施設)

第8条 本学は必要に応じて附属施設を置く。

2 附属施設の規程は別に定める。

第3章 職員組織

(職員)

第9条 本学に次の職員を置く。

1. 教育管理職員

学長、副学長、学科長、学生部長、図書館情報センター館長、その他必要な職員

2. 教育職員

教授、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員

3. 経営管理職員

事務局長、部長、課長、室長、その他必要な職員

4. 事務職員、教務職員、技術職員およびその他必要な職員

- 2 学長は理事会において選任され、理事会の定めるところにより校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 本学の業務組織に関する規程は、別にこれを定める。
- 4 本学の職制に関する規程は、別にこれを定める。

(教員組織)

第9条の2 本学は教育研究の実施にあたり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制するものとする。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

(会議)

第11条 本学に次の機関を置く。

1. 運営委員会
 2. 教授会
 3. 教学委員会
 4. 学科会議
 5. 学生指導委員会
 6. 自己点検・評価委員会
 7. ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下FD委員会という。）
 8. スタッフ・ディベロップメント委員会（以下SD委員会という。）
 9. その他必要な委員会
- 2 運営委員会は、学長およびその他必要な教育管理職員並びに経営管理職員をもって構成し、学長もしくは常任理事会の諮問に応じ、大学運営の重要事項を協議する。
 - 3 教授会は、学長、学科長、教授および必要な教育管理職員並びに経営管理職員等をもって構成し、学校教育法第93条に則り、教育研究等に関する事項を審議し、意見を述べる。
教授会に関する規程は、別にこれを定める。
 - 4 教学委員会は、学長、副学長、学部長、学科長及び研究科長、教務課長、その他学長が必要と認めた者で構成し、本学の教育目的を達成するために必要な改善・改革を推進し、全学的な教学運営体制を円滑にするための審議を行う。
 - 5 学科会議は、学科専任教員その他必要な職員をもって構成し、学科運営について協議する。

- 6 学生指導委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する教育職員並びに経営管理職員をもって構成し、学生生活に関する事項について協議する。
- 7 自己点検・評価委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する教育職員並びに経営管理職員をもって構成し、自己点検・評価に関する事項について協議する。
- 8 FD委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する教育職員並びに経営管理職員をもって構成し、ファカルティ・ディベロップメントに関する事項について協議する。
- 9 SD委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する経営管理職員並びに教育管理職員を以って構成し、スタッフ・ディベロップメントに関する事項について協議する。
- 10 学長は、その他の必要な委員会を、適宜、運営委員会の議を経て設置することができる。

第4章 学年、学期および休業日

(学 年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第13条 学年を分けて次の二学期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日
 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日
 3. 創立記念日 2月15日
 4. 春期休業
 5. 夏期休業
 6. 冬期休業
- 2 前項第2号および第4号から第6号の休業期間については毎年度当初に定める学事日程によるものとする。
 - 3 授業回数、および実習日数の確保のため、休業日であっても授業日、もしくは実習日とすることがある。
 - 4 感染症の予防上、もしくは緊急の事情により必要ある場合は、授業日であっても臨時に休業日を設けることがある。

第5章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は2年とする。

- 2 本学に在学できる期間は、休学期間を含め、1学科について4年を限度とする。
- 3 学長が必要と判断した場合は、教授会の議を経て前項に定める在学期間を延長することができる。
- 4 学士、短期大学士の学位（準学士の称号を含む）を有して入学した者は第1項の修業年限を短縮することがある。
- 5 第2項の規定にかかわらず、本学が学科の改組転換などを含め、教育課程を変更する場合は、在学年限を制限することがある。
ただし、学生が改組転換後の学科への移籍等を了承した場合はその限りではない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

ただし、この場合の在学年限は前条第2項の定めにかかわらず6年を限度とし、本学で定める学科に限るものとする。

- 2 学生は、本学が学科の教育課程を変更する場合は、この変更に沿って履修するものとし、学科の改組転換が行なわれた場合は前条第5項の規定によるものとする。

第6章 入 学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の初めとする。

ただし、転入学および再入学については学期の初めとすることがある。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 高等学校または中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を修了した者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）

により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学検定に合格した者を含む。)

8. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学者受入れの方針)

第18条の2 本学は第2条に定める教育理念並びに第5条の2に定める教育目的および人材育成の目的に基づく入学者受け入れについての方針を定め、公表するものとする。

(入学の出願)

第19条 本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学、再入学)

第22条 本学に転入学、再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 転入学に関する規程は別にこれを定める。

3 再入学に関しては、別に定める入学選考規程を準用する。

(転科)

第22条の2 本学学生で転科を志願する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

2 前項の規定により転科を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第7章 教育課程および授業方法等

(教育課程編成・実施の方針)

第23条 本学は、教育課程編成・実施の方針を定め、公表するものとする。

(教育課程の編成)

第24条 本学は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、学科に係る専門の学芸を教授するとともに、社会人としての教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

3 教育課程は、各授業科目を教養教育科目、専門教育科目、並びに必修科目、選択科目に分け、別表に定める。

4 外国人留学生に対して日本語に関する科目を開設する。

(単位)

第 25 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

1. 講義および演習については、15 時間から 30 時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
2. 実験・実習および実技については、30 時間から 45 時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
3. 一の授業について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(授業科目)

第 26 条 削除

(各授業科目の授業期間)

第 27 条 各授業科目の授業は、15 週または 10 週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上特別の必要がある場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(授業を行う学生数)

第 28 条 同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数とする。

(授業の方法)

第 29 条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

ただし、保育士、栄養士の資格取得にかかる授業科目については併用を行わないものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(成績評価基準等の明示)

第 29 条の 2 本学は、学生に対して、授業の方法並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。なお、第 25 条に定める授業時間以外に必要な学修についても適宜記載するものとする。

- 2 本学は、学習の成果に係る評価にあたり、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

- 3 前二項に定める学生への明示は、シラバスによって行うとともに、最初の授業の際に説明するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

第8章 履修要件および免許・資格等

(履修登録)

第31条 学生は学期ごとに履修する授業科目を選定し、教務課の指定する日までに履修届を提出するものとする。

ただし、授業科目によっては年度途中で履修を受け付けることがある。

(履修コース)

第32条 学科には必要に応じて選択履修コースを設けることがある。

(履修登録単位の上限)

第33条 学生が、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については、学科ごとに次のとおりとする。

保 育 学 科 50 単位

食 物 栄 養 学 科 50 単位

ただし、第16条に定める長期にわたる教育課程の履修を希望する者の1年間に履修登録できる単位数については24単位を上限とする。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めるものとする。

(進級制限)

第34条 削除

(他学科並びに併設の大学および協定締結の他大学等における授業科目の履修)

第35条 本学において教育上有益と認めるときは、学生に、他学科並びに併設の大学、および単位互換協定締結の他の大学または短期大学において履修した授業科目については、修得した単位が30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合、および外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業をわが国において履修する場合について準用する。

(大学または短期大学以外の教育施設等における学修)

第36条 本学において教育上有益と認めるときは、次に掲げる学修を本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることがある。

1. 専修学校専門課程（ただし修学年限2年以上のものに限る）における学修
2. 省庁もしくは独立行政法人が設置する大学校における学修

3. 文部科学大臣の認定を受けて本学もしくは他の大学または短期大学が行う講習または公開講座における学修
4. 文部科学大臣の委嘱により本学もしくは他の大学または短期大学が行う社会教育主事講習、司書および司書補の講習における学修
5. 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
6. アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル、トイック、および国または一般社団法人もしくは一般財団法人その他の団体で、年1回以上全国的な規模において審査が行われるものに係る学修

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第37条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目履修により修得した単位を含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなして単位を与えることがある。

- 2 本学において教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることがある。

- 3 前2項により与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては30単位を超えないものとし、第35条第2項により本学で修得したものとみなす単位と合わせるときは45単位を超えないものとする。

(教職免許状)

第38条 保育学科で幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

(保育士資格)

第39条 保育学科で保育士の資格を取得しようとする者は児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目および履修方法（平成22年厚生労働省告示第278号）に規定する科目および単位を修得しなければならない。

(栄養士資格)

第40条 栄養士法第2条第1項第1号の規定に基づく栄養士の資格を得ようとする者は、食物栄養学科に在籍し、栄養士法施行規則に規定する科目および単位を修得しなければならない。

(成績評価および単位認定)

第41条 本学は学修成績の評価方法を次のとおり定める。

1. 成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2. 単位の認定は、必要な課程として定められた時数について、学外実習および実習指導科目等、別に定める場合を除き、3分の2以上出席し、本学の行う試験その他による成績審査に合格したものに対して行う。

2 成績の段階は5段階とし、評価記号ごとの点数は次のとおりとする。

A+ (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、
D (60点未満)

ただし、授業科目によっては単位の認定・不認定のみを記載することがある。

3 成績審査に関しては第43条により定める履修規程、および別に定める試験規程による。

(GPA)

第41条の2 本学は、学生の学修の質を可視化し、よりよい履修指導を行うためGPA (Grade Point Average) 制度を導入する。

2 GPAの取り扱いについては、福島学院大学・福島学院大学短期大学部における成績評価及びGPA制度に関する規程のとおりとする。

(成績発表)

第42条 成績の発表は次の方法による。

1. 成績発表の時期は各学期末とし、成績通知書をもって学生、および父母等もしくは学費支弁者宛に通知する。

2. 成績通知書には素点と評価記号、GPAを記載する。

(進級制限)

第42条の2 学長は、長期にわたる教育課程の履修者である場合を除き、次の要件に該当する者について、教授会の議を経て第2年次への進級を認めないことがある。

1. 取得単位数20単位未満の者

(履修規程)

第43条 本章に定めるほか、必要な事項は別に定める履修規程による。

第9章 休学・転学・留学および退学

(休学)

第44条 病気その他の事由により、2ヵ月以上修学することができない者は、願い出で学長の許可を受け、その学期もしくは学年の終わりまで休学することができる。

2 学長は、学生の病気、もしくはその他の事由により休学させることが必要と判断した場合は、教授会の議を経て必要な期間休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 45 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認め、もしくは延長を命ずることがある。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 15 条第 2 項の定めるところにより在学期間に算入する。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て、もしくは学長の休学終了通知により復学することができる。

ただし、休学中に学科の教育課程の変更もしくは改組転換等が行われた場合は、その変更後の学科の教育課程を適用することがある。

(転 学)

第 46 条 他の大学または短期大学への転入学を志願しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 47 条 外国の大学または短期大学で学修することを志願する者は、願い出て学長の許可を受け、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 15 条に定める在学期間に含めるものとする。

(退 学)

第 48 条 退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

ただし、第 53 条に定める懲戒退学による場合はその限りでない。

(退学処分)

第 48 条の 2 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学処分とする。

1. 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお納付しない者

2. 第 15 条および第 16 条に定める在学年限を超えた者

3. 第 45 条第 2 項に定める休学年限を超えてなお復学できない者

2 退学処分となった者の既修得単位はこれを有効とする。ただし、前項第 1 号による退学処分については納付金の有効期限内による修得単位に限るものとする。

3 退学処分通知には第 1 項の該当条項を記載して本人に通知するものとする。

(除 籍)

第 49 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

1. 在学中に死亡した者

2. 6 か月以上にわたり行方不明の者

第 10 章 卒業認定および学位授与の要件

(卒業認定基準)

第 50 条 削除

(卒業認定・学位授与の方針)

第 50 条の 2 本学は、卒業認定・学位授与の方針を定め、公表するものとする。

(卒業認定および学位授与の要件)

第 51 条 学長は、次の要件の全てを満たす学生について、教授会の議を経て卒業を認定する。

1. 本学に 2 年以上在学した者。ただし、第 22 条第 1 項の規定による転入学・再入学者については同条第 2 項により定められた年数以上在学した者。
2. 定められた必修単位を含め、次の単位を修得した者。ただし、必修単位であっても、別表教育課程備考欄に本学独自の能力検定による履修免除条件が記載された授業科目については、検定結果に基づき当該単位の履修を免除し、その分の卒業必要単位を減ずることができる。その場合であっても 62 単位以上は単位を取得しなければならない。

科目別 学科別	保育学科	食物栄養 学 科
	単位 以 上	単位 以 上
教養教育科目	18 単位 以 上	12 単位 以 上
専門教育科目	46 単位 以 上	50 単位 以 上

3. 前項の単位には第 35 条から第 37 条の規定に基づく履修による修得単位を含むことができる。
4. 累積 G P A 1.0 以上を取得した者
5. 第 5 条の 2 に定める教育目的と人材育成の目的に適い、かつ短期大学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると学科会議で判定された者
6. 所定の学費を納入した者

(学位授与)

第 51 条の 2 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して卒業を証するとともに、次のとおり学位を授与する。

保育学科	短期大学士(保育学)
食物栄養学科	短期大学士(食物栄養学)

(学位授与の取り消し)

第 51 条の 3 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことがある。

第 11 章 賞 罰

(褒 賞)

第 52 条 本学の学生にして、他の模範となる者は、教授会の議を経て学長がこれを褒賞する。

2 学長褒賞に関する規程は別にこれを定める。

3 前項の褒賞の他、学科長等においても規程を定めて褒賞することができる。

(懲 戒)

第 53 条 本学の学生にして学則その他の規則に違反し、または本学学生としての本分に反する行為をした者は、別に定める規程により教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の内容は、譴責、停学、退学処分とする。

3 懲戒は以下に該当する学生に対して行う。

1. 品行不良で改善の見込みがないと認められる者

2. 正当な理由なく出席常でない者

3. 試験等（出席確認を含む）において 2 度以上の不正行為を行った者

4. 試験に際し、本人に替わって受験を行った者及びそれを行わせた者

5. 本学の秩序を乱した者

6. 学生としての本分に著しく反した者

7. ストーカー、ハラスメント等の行為を行った者で改悛に至らない者

8. 暴力等の行為を行った者

9. 犯罪行為を行った者

10. 故意または過失により校舎、設備等に大きな損害を与え、もしくは火災に至らしめた者

11. 飲酒を強要し、相手を重篤に至らしめた者

12. 飲酒運転を行ない、重大な人身事故または物損事故を起こした者

第 12 章 科目履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生

(科目履修生)

第 54 条 本学の学生以外の者で、本学の一または複数の授業科目の履修を希望する者がある時は、本学の教育に特に支障がない限り、選考のうえ科目履修生として入学を許可することがある。

2 科目履修生に対する成績評価および単位の認定については、第 41 条の規定を準用する。

3 科目履修生に関する規程は、別にこれを定める。

(聴講生)

第 54 条の 2 本学の学生以外の者で、本学の一または複数の授業科目の聴講を希望する者がある時は、本学の教育に特に支障がない限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に対する成績評価および単位認定は行わない。

3 聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

(特別聴講学生)

第 55 条 他の大学または短期大学との協定に基づき、当該大学または短期大学の学生で、
本学における授業科目の履修を希望する者がある時は、特別聴講学生として履修
を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別にこれを定める。

(研究生)

第 56 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるとき
は、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可する
ことがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学または短期大学を卒業した者、もし
くはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は 1 年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を短縮ま
たは延長することができる。

4 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

(外国人留学生)

第 57 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学するこ
とを志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可するこ
とがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第 13 章 入学検定料、学費およびその他の費用

(入学検定料・入学金・授業料等)

第 58 条 本学の学費は次のとおりとする。

入学検定料	3 万円
入 学 金	12 万円
授 業 料	年額 78 万円
教育充実費 保 育 学 科	年額 28 万円
食 物 栄 養 学 科	年額 28 万 5 千円

2 第 16 条に定める長期にわたる教育課程の履修を希望する者の授業料および教
育充実費については、原則として、第 15 条第 1 項に定める修業年限における総
額を計画履修年数で除して算出するものとし、別にこれを定める。

3 実験実習に関する費用については別に実費を徴収する。

4 在学生家族との連繋および在学生の福利厚生向上のための組織である家族会
の入会金および会費については授業料納入時に併せて納入しなければならない。

(納入期限)

第 59 条 学費の納入期限は次のとおりとする。

1. 入学一時金

入学金

合格通知後の指定する日まで

2. 年度納付金

授業料、教育充実費

前期分 4 月 20 日まで

ただし新入学生については前年度 3 月 31
日まで

後期分 9 月 30 日まで

2 前項第 2 号の年度納付金は前期および後期分を一括納入することができる。

3 学費は出席の有無にかかわらず、これを納入しなければならない。

4 前期または後期の途中において復学した者の納付金額は別に定める。

(納付金の返還)

第 60 条 前条の定めによる納入学費について、入学辞退もしくは入学後退学許可を得た
場合の返還を次のとおりとする。

1. 入学手続を行った者が、入学式の前日までに文書で入学辞退を申し出た場合は、
入学金以外の納入学費を返還する。

2. 入学式日以降 4 月末日までに退学許可を得た場合、入学金を除き前期分納入学
費のそれぞれ 80 パーセント（千円未満切捨て。以下本条において同じ）、並びに
後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。

3. 入学年度の 5 月 1 日から 5 月末日までに退学許可を得た場合、前期分納入学費
のそれぞれ 60 パーセント並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返
還する。

4. 入学年度 6 月 1 日以降の退学者については返還しない。ただし、前後期の学費
を全納した者が 9 月末日までに退学許可を得た場合は後期分学費を返還する。

2 授業料納入時に徴収する家族会費については、入会費を除き、第 1 項に準じて
返還する。

3 納入された実験・実習に関する費用については原則として返還しない。

(休学中の学費)

第 61 条 休学の許可を受けた者は、次学期以降の休学期間中の学費を免除する。

(卒業年次留年時の学費)

第 62 条 卒業年次において卒業の認定が得られず留年となった者の学費は次のとおりと
する。

1. 第 51 条に定める卒業認定要件を満たせず留年となった者のうち、卒業および
資格・免許状の取得に必要な履修単位が 10 単位以内で、累積 GPA が 1.0 以上
である者については、留年後 1 年以内に限り授業料および教育充実費を免除する。

2. 前号に定める 1 年以内の履修期間を超えて留年となった者は所定の学費を納入
しなければならない。

ただし、卒業および資格・免許状の取得に必要な履修単位が5単位以内で、累積GPAが2.0以上の場合は、科目履修生規程に定める学費を適用する。

(科目履修生等の学費)

第63条 科目履修生の学費については第54条に定める科目履修生規程に、また、研究生の学費については第56条に定める研究生規程によるものとする。

2 併設の大学および単位互換協定締結の他大学または短期大学の特別聴講学生については、実験・実習および研究・研修旅行費用以外の学費を免除する。

(学費徴収の猶予)

第64条 学生もしくはその学費負担者が経済的理由または罹災によって学費の納付が困難である場合は、第58条に規定する学費のうち、授業料および教育充実費について、願い出により徴収を猶予することがある。

2 学費徴収猶予に関する規程は、別にこれを定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第65条 本学は、適宜、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

昭和41年から平成12年までの附則は省略する。

附 則

1. 本学則は平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学生から適用する。
2. 第4条に規定する学生定員は、保育科第二部については平成14年度まで、情報ビジネスコミュニケーション科については平成13年度まで次のとおりとする。

年 度 学 科	平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保 育 科 第 二 部	50 人	190 人	50 人	170 人
情報ビジネスコミュニケーション科	80 人	200 人		

附 則

本学則は平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度入学生から適用する。
2. 第 4 条第 1 項に定める学科のうち生活デザイン科、福祉心理科は平成 15 年度から学生募集を停止する。

附 則

本学則は平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

1. 本学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度在学学生より適用する。
ただし、第 41 条第 1 項第 1 号ただし書き、第 42 条第 1 項第 2 号の成績段階、第 50 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 51 条第 1 項第 2 号、および第 62 条の規定については平成 17 年度入学生から適用するものとし、16 年度在学している者については旧規定を適用するものとする。
2. 第 6 条に規定する学生定員のうち、平成 16 年度における保育科第一部の収容定員は 380 名とする。

附 則

本学則は平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

本学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。
ただし、第 51 条の 2 については平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1. 本学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度入学生から適用する。
2. 第 6 条に規定する学生定員のうち、平成 19 年度における保育科第一部の収容定員は 450 名とし、情報ビジネス科の収容定員は 130 名とする。

附 則

本学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。

2. 第 6 条に規定する学生定員のうち、平成 21 年度における保育科第一部の収容定員は 490 名とし、情報ビジネス科の収容定員は 110 名とする。

附 則

本学則は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。
ただし、第 48 条の 2、および第 49 条については平成 23 年度在学学生から適用する。

附 則

1. 本学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生から適用する。
2. 第 6 条に規定する学生定員のうち、平成 24 年度における保育科第一部の収容定員は 440 名とする。

附 則

本学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。
ただし、第 15 条第 4 項については平成 17 年度卒業生から適用する。

附 則

本学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学生から適用する。
2. 第 6 条に規定する学生定員のうち、平成 27 年度における保育科第一部の収容定員は 370 名とし、情報ビジネス科の収容定員は 100 名とする。

附 則

1. 本学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。
2. 第 5 条第 1 項に定める学科のうち保育科第二部については平成 28 年度から学生募集を停止する。
3. 第 6 条に規定する学生定員のうち、保育科第二部の平成 28 年度における収容定員は 100 名、29 年度は 50 名とする。

附 則

1. 本学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度入学生から適用する。

2. 専攻科福祉専攻第一部、臨床栄養専攻、情報ビジネス専攻は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

1. 本学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。
2. 第 51 条の 2、および第 51 条の 3 の規定は、平成 18 年 1 月 1 日以降卒業の学生に適用する。ただし、平成 17 年 12 月 31 日以前に卒業した学生は準学士の称号を適用する。
3. 保育科第二部は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

1. 本学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。
2. 第 6 条に規定する学生定員のうち、平成 31 年度における保育学科の収容定員は 320 名とし、情報ビジネス学科の収容定員は 100 名とする。
3. 専攻科保育専攻第二部は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 58 条及び第 59 条、第 60 条については、令和 2 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度入学生から適用する。
2. 第 5 条 1 項に定める学科のうち情報ビジネス学科については令和 5 年度から学生募集を停止する。
3. 第 6 条に規定する学生定員のうち、令和 5 年度における保育学科の収容定員は 250 名とする。

附 則

この附則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 33 条については、令和 6 年度入学生から適用する。

附 則

この附則は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度入学生から適用する。

教育課程（別表）

教養教育科目

保育学科

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
教育方針			
初年次教育	1		
表現力向上分野			
文章表現Ⅰ	2		
文章表現Ⅱ	2		
会話演習	1		
文学演習		1	
情報教養分野			
情報機器操作	2		
データサイエンス	2		
現代教養分野			
生活教養Ⅰ	2		
生活教養Ⅱ	2		
日本国憲法		2	
国際理解分野			
英会話Ⅰ		2	ベーシックレベル } いずれか 2 単位必修 アドバンスレベル }
英会話Ⅱ		2	
国際理解演習		2	
体育分野			
体育講義	1		
体育実技	1		

食物栄養学科

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
初年次教育	1		
文章表現Ⅰ	2		
文章表現Ⅱ		2	
情報機器操作Ⅰ	2		
情報機器操作Ⅱ	2		
生活教養	2		
職場の人間関係		2	
教養演習Ⅰ		2	
教養演習Ⅱ		2	
テレビ報道に見る現代理解		2	
映像制作演習Ⅰ	2		
映像制作演習Ⅱ		2	
国際理解演習		2	
英会話		2	
体育実技	1		

専門教育科目

保育学科

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
教育原理	2		
保育原理	2		
保育者論	2		
教育行政		2	
社会福祉	2		
子ども家庭支援論		2	
子ども家庭福祉	2		
社会的養護Ⅰ		2	
教育心理学		1	
発達心理学	2		
子ども家庭支援の心理学		2	
臨床心理学		1	
特別支援教育		2	
子どもの保健	2		
子どもの食と栄養		2	
保育・教育課程論		2	
幼児と健康		1	この内より 4 単位必修
幼児と人間関係		1	
幼児と環境		1	
幼児と言葉		1	
幼児と表現（造形）		1	
幼児と表現（音楽）		1	
保育内容総論		1	この内より 4 単位必修
保育内容指導法 健康		1	
保育内容指導法 人間関係		1	
保育内容指導法 環境		1	
保育内容指導法 言葉		1	
保育内容指導法 表現		1	
乳児保育Ⅰ	2		
乳児保育Ⅱ		1	
子どもの健康と安全	1		
障害児保育	2		
社会的養護Ⅱ		1	
子育て支援		1	
教育方法及び技術		2	
幼児理解の理論及び方法		2	
教育相談の理論及び方法		2	
保育・教職実践演習（幼稚園）		2	

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
教育実習		5	事前・事後指導 1 単位を含む。 } いずれか 2 単位必修
保育実習指導Ⅰ		2	
保育実習Ⅰ		4	
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習Ⅱ		2	
保育実習指導Ⅲ		1	
保育実習Ⅲ		2	
ピアノ演習Ⅰ		2	
器楽演習		2	
ピアノ演習Ⅱ		1	
保育内容研究	2		
特別研究Ⅰ		1	
特別研究Ⅱ		1	

食物栄養学科

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
食生活論		2	
公衆衛生学	2		
公衆衛生学Ⅱ		2	
社会福祉概論	2		
解剖生理学	2		
解剖生理学実習		1	
運動生理学		2	
生化学Ⅰ	2		
生化学Ⅱ	2		
生化学実験		1	
食品学総論	2		
食品学総論実験	1		
食品学各論		2	
食品学各論実験		1	
食品加工学	2		
食品加工学実習		1	
食品衛生学	2		
食品衛生学実験		1	
健康科学		4	
栄養学総論	2		
栄養学各論		2	
栄養学各論実習		1	
臨床栄養学	2		
臨床栄養学Ⅱ		2	
臨床栄養学実習		1	
栄養指導論	4		
栄養指導論実習		2	
公衆栄養学		2	
調理学	2		
調理学実習		2	
調理学実習Ⅱ		1	
給食管理	2		
給食管理実習Ⅰ		2	
給食管理実習Ⅱ		1	
給食管理実習Ⅲ		1	
特別研究		2	
特別研究Ⅱ		2	

日本語科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
日本語Ⅰ		2	
日本語Ⅱ		2	